

イタリアにおける世界遺産保護に関する研究

－ 1902年「芸術的価値または歴史的価値を有する建造物および
その他物件の保護および保存に関する法令」の分析－

関根 理恵*

要 旨

本研究では、イタリアの文化遺産保護政策の研究として、世界遺産「ヴェネツィアとその潟」を事例に、その地域の文化遺産がどのように保存されてきたのかを、歴史的経緯から遡り、法令政策の観点から考察した。従来のイタリアの文化遺産保護における法令政策に関する研究では、1939年自然美保護法、同年文化財保護法、ガラッソ法の観点から研究が行われ、これらの法令の分析をする研究が多かったが、本研究によって、1902年「Portante disposizioni circa la tutela e la conservazione dei monumenti ed oggetti aventi pregio d'arte o di antichità（芸術的価値または歴史的価値を有する建造物およびその他物件の保護および保存に関する法令）」という歴史的法令政策が深くかかわっていることを発見した。そこで本研究では、当該分野で未だ研究されていない本法令の分析を試みた。その結果、本法令は、歴史的法令であるばかりか、現代の文化遺産保護の礎となっている法令であるということがわかった。

はじめに

世界遺産『ヴェネツィアとその潟』は、1966年大洪水により甚大な被害を受けた。そのため直後からUNESCOの文化遺産救済国際キャンペーンにより修復や整備が進められてきた。すでにこれらの取り組みも50年が経過し、1966年に目指した保全計画の長期計画に対する評価が必要な時期に来ている。1969年にUNESCOから発表された『Sauver Venise』（通称：Venice Report）は、保護の対象を、ヴェネツィアのラグーンの生態系全体に広げる必要性を指摘し、国際社会の注目を集めた。その後、ヴェネツィアは、1973年に、ヴェネツィア特別法を採択し、国家の優先事項として、「ヴェネツィアとその潟」を広域的に保護することとした。1987年には、「ヴェネツィアとその潟」は世界遺産に登録され、世界遺産の保護

計画および、長・中期計画、短期計画が立案され、計画に基づきUNESCO主導で「ヴェネツィア・ラグーン生態系（1990-1994）」「ヴェネツィア・インナー運河（1995-1999）」の二つのプロジェクトが実施された。

上記の二つのプロジェクトの成果に対する評価が2000年代に入り行われるとともに、2009-2012年にかけて、世界遺産『ヴェネツィアとその潟』の管理計画が再度見直され、管理の改善が図られた。その後、2017年の第41回世界遺産会議では、従来のプロジェクトの成果と調査結果に基づき、危機遺産への登録が検討された。

危機遺産への登録がなされること、すなわちそれは、ヴェネツィアが看過できない問題を今なお抱えていることを意味している。世界遺産会議および関連の専門会議にて改善に向けた世界遺産保全計画の必要性が指摘されており、保存計画の見直しでは、いままでに歴史的建造物などに実行された修復などの細部の検討だけではなく、計画の枠組みそのものを含めた見直しを図ることが求められている。

2018年11月30日受付

* 江戸川大学 現代社会学科准教授 芸術、文化財保存修復、国際政策

そこで本研究では、世界遺産『ヴェネツィアとその潟』を事例に、法令政策に着目して、イタリアにおける世界遺産保護の歴史的経緯について考察し、今までの政策の評価を試み、今後の計画立案の糧としたい。

1. 研究の目的

本研究の目的は、イタリアにおける文化遺産保護政策について、世界遺産『ヴェネツィアとその潟』を事例としてとりあげ、公文書および歴史資料の分析から、文化遺産保護政策の内容を具体的に確認するとともに、政策により施行された施策・措置の有効性と問題点を明らかにすることである。

2. 先行研究の分析

今まで、イタリアの文化財保護に関する研究では、建築史、都市形成、都市計画に関する研究が主であり、特に「ヴェネツィアとその潟」に関する研究では、Renata Codello⁽¹⁾、Paolo Gasparoli⁽²⁾などの研究が知られている。これらの研究は、建築様式や構造、技法、材料などの面から分析し、時代推定や特性に基づいた分類整理がなされており、ヴェネツィアの都市形成史や固有の文化遺産が持つ特徴を理解するために重要な研究であるものの、文化遺産保護政策に関する観点が希薄である。

一方、総合的なイタリアの文化遺産保護に関する研究では、現状の文化財行政において中心的役割を果たす現行法令である2002年制定の「Codice dei beni culturali e del paesaggio, ai sensi dell'articolo 10 della legge 6 luglio 2002, n. 137 (文化財と景観に関する法典)」⁽³⁾の研究が盛んにおこなわれている。この法令は、一般にウルバーニ法と呼ばれており、ウルバーニ法の大きな特徴は、文化財と文化的景観を明確に定義している点と、国と地方行政の連携を定めている点である。

ウルバーニ法典に関する先行研究は多数あり、特にGianfranco Tamburelli⁽⁴⁾やMatteo Dario PAOLUCCI⁽⁵⁾ (2008)、宮脇 勝 (2009)⁽⁶⁾らの研

究が知られているが、これらの研究に共通する点は、都市計画の観点からみた景観保護論を展開している点である。

3. 先行研究の課題

イタリアの文化遺産保護に関する先行研究では、各都市における現状分析が中心であり、その視点は都市計画または景観の観点から研究されていることが多い。それらの先行研究に共通して見られる点は、ウルバーニ法の分析において、その法源を、1939年の自然美保護法⁽⁷⁾および1985年のガラッソ法⁽⁸⁾の二つに求めている点である。

この二つの法令に関連性があることは明白であるが、先行研究のほとんどが、1939年の自然美保護法から、唐突に1985年のガラッソ法が樹立されたかのように論じられている。また、1939年以前の法令政策に関する研究はかなり少なく、研究の余地がある。よって、イタリアの文化遺産保護政策研究は、研究開拓が望まれている分野であるといえる。特に、現段階では、法令政策の歴史的発展経緯が非常に不明瞭かつ未整理であり、この点に課題を残す。

また、ウルバーニ法の関連法令として、1967年に設置されたCommissione Franceschini⁽⁹⁾と、1972年「World Heritage Convention (世界遺産条約)」⁽¹⁰⁾、1992年「世界遺産条約運用指針の改定」⁽¹¹⁾、1993年「Mediterranean Landscape Charter (地中海景観憲章)」⁽¹²⁾、2000年「European Landscape Convention (欧州景観条約)」⁽¹³⁾が指摘される。

上記の法令は、国際法令群であるが、イタリアと国際法の間を紐解けば、1930年代まで遡る必要がある。イタリアは、1931年のアテネ憲章⁽¹⁴⁾、1933年アテネ憲章(CIAM)⁽¹⁵⁾の二つの国際憲章の樹立に対し中心的役割を担った国であることが知られている。これら二つの憲章は、国際専門家会議の会議議決であり、歴史的建造物の保存修復や都市計画に対する施策や方針を示した基本文書である。この二つの憲章は、世界各国の文化遺産保護の現場で、国際基準として用いられており、

各国の文化遺産保護に関する法令政策に大きな影響をあたえた。

以上のことから、文化遺産保護政策の発展過程を知る上では、イタリアの文化遺産保護政策研究は必務であり、特に1939年以前の法令に関する研究は、未だ不十分であることから、急務であるといえる。

そこで本研究では、先行研究に立脚しながら整理分析を行うとともに、新史料の発掘と、新史料の分析により得た新知見から、先行研究では不明確であった部分の補完を試みる。

4. イタリアの文化遺産保護における現状の課題

ー世界遺産「ヴェネツィアとその潟」を事例としてー

イタリアの文化遺産保護活動では、ローマや、ポンペイなどの古代遺跡の保存修復活動がとくに知られている。同様に、UNESCOが国際重点プロジェクトの一つとして、世界遺産「ヴェネツィアとその潟」の文化遺産保護活動も有名である。これは、「ヴェネツィア救済キャンペーン」⁽¹⁶⁾として知られ、長年にわたり注目を浴びてきた⁽¹⁷⁾。

この国際重点プロジェクトの特徴は、様々な分野の専門家による学際的研究がなされてきたことである⁽¹⁸⁾。歴史学および芸術史、人文地理、建築学、環境、土木工学、都市計画史、水利学などの研究者が、それぞれの立場からプロジェクトに携わり、共同でプロジェクトを運営してきた⁽¹⁹⁾。

これは、1967年第77回UNESCO執行委員会議決⁽²⁰⁾、1968年第78回UNESCO執行委員会議決⁽²¹⁾を受け、1968年8-9月開催の第79回UNESCO執行委員会⁽²²⁾に事務局より提出されたUNESCO報告⁽²³⁾⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾で、ヴェネツィアの社会的および経済的進歩とこれらに関連した文化的発展およびコミュニティとラグーンを保護を、総合的なアプローチ方法で保全する必要性が結論として提示されたことによる。

この報告書を受けて、歴史都市の保存問題の議論が巻き起こり⁽²⁶⁾、文化遺産保護活動の範囲は、

急増している自然現象であるストームによる洪水⁽²⁷⁾などの自然災害の対策、観光により引き起こる問題や住民の居住区移動の問題、生活スタイルの変化、伝統的産業の衰退と古典技術の保護など、社会経済的および産業的状況に関する大きな問題を抱えていたヴェネツィアの低迷した現状そのものという巨大な課題の改善方策の研究にまで発展した⁽²⁸⁾。

その結果、ラグーンの中央に浮かぶ人工的に造成された区域の経年変化による干潟の地盤沈下⁽²⁹⁾や海面上昇⁽³⁰⁾、下水を含めた汚染問題⁽³¹⁾⁽³²⁾から守ること、ストーム⁽³³⁾と、堆積漂砂ともなる砂洲と潟の形成と消滅、海流の変化、生態系保護⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾の問題、本土のポー河川から流れ込む山林からの土砂流入など、自然災害の脅威に対する拮抗施策の立案と具体的措置の履行、そして、歴史的都市の中に埋もれる劣化の激しい非常に壊れやすい建造物を保護するとともに、生活の場および観光資源として活用するという幾層にも重なる問題に立ち向かうことの必要性が議論されるようになった。

イタリア政府のみならず、国際社会に直面した問題としてUNESCO加盟国が、「現実世界で生きている都市とその周辺環境を保存する」という極めて複雑な問題の解決に挑戦することを決定した⁽³⁶⁾。これを受け、編成されたプロジェクトチームが、現在の基礎となっている⁽³⁷⁾。

多岐にわたる専門分野の専門家が学際的研究を行う必要性があったのは、ヴェネツィアの問題は、同時に多角的かつ複合的に解決しなければならない混在した問題を含んでいたからである⁽³⁸⁾。

UNESCOの国際重点プロジェクトとなった時より、文化遺産保護、特に保存修復に関する分野では、修復技術や修復材料、古典技法と伝統材料の研究が盛んに行われた⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾。同時に、世界遺産条約の根源ともなっている、文化遺産が持つ「真正性」と「完全性」に対する追求から、芸術的価値、歴史的価値、学術的価値を明確にするための研究が行われてきた⁽⁴¹⁾。これら価値を明らかにするための研究は、文化遺産分野であれば、建築史、芸術史的観点から価値を明らかにしようとする

るアプローチ方法がとられてきた。実質的な文化遺産保護につながる研究の展開としては、International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments and Sites (Venice Charter) の制定が、特に有名である⁽⁴²⁾。

5. 文化遺産保護の国際的動向

修復技術や修復材料に関する研究、及び、古典技法と伝統材料に関する研究は、実用的であり具体性があるものの、事例それぞれが持つ固有の問題に対する研究のため、研究自体が特殊なケーススタディとなっている⁽⁴³⁾。

文化遺産保護においては、突出した歴史的建造物の単体での保存ではなく、包括的保存の必要性が認識される⁽⁴⁴⁾。

近年では、歴史都市や歴史的建造物群保存地区、文化的景観など面的な保存が行われるようになった⁽⁴⁵⁾。現在では、保存修復措置等の実務の問題解決に向けた取り組みより、法令政策の果たす役割の方が大きくなっている。そこで、法令運用組織の整備、ガイドライン（運用指針）策定に向けた取り組みや、法令政策がより機能する為の現況の問題に即した検討などの必要性が認識される。

従来の研究では、イタリアにおける文化遺産保護政策の基礎が、1939年文化財保護法⁽⁴⁶⁾そして、同年自然美保護法⁽⁴⁷⁾にあるとして、これら二つの法を出発点として論じ、政策の分析を1939年以降に焦点を当てている研究が極めて多い。

しかし、「Venice Report（ヴェネツィアとその潟の報告書）」⁽⁴⁸⁾を分析した結果、「ヴェネツィアとその潟」の文化遺産保護政策において、有効な現行法として1902年制定の「Portante disposizioni circa la tutela e la conservazione dei monumenti ed oggetti aventi pregio d'arte o di antichità」⁽⁴⁹⁾（芸術的価値または歴史的価値を有する建造物およびその他物件の保護および保存に関する法令）が機能していることが判明した。そこで本論では、1939年自然美保護法以前の1902年に制定された「Portante disposizioni circa la tutela e la conservazione dei

monumenti ed oggetti aventi pregio d'arte o di antichità（芸術的価値または歴史的価値を有する建造物およびその他物件の保護および保存に関する法令）」の分析を行う。

この法令は、従来の研究者が重要視してきた1939年制定の「文化財保護法」、同年制定の「自然美保護法」より古い法令であるのはもとより、ヴェネツィアのみならず、イタリアにおける文化遺産保護政策の歴史的発展を知る上で重要な法令である。残念ながら、本法令の詳細な研究や分析は、いまだ行われておらず、研究が望まれる基本法令の一つである。2018年まで有効な現行法であるという現状を鑑みると100年以上の歴史を持ち、歴史的価値の高い法令であるといえる。

文化遺産保護計画においては、特に長期計画の立案の場面で、施策・措置の将来的な効果（ゴール）を算出することは、非常に難しい。しかし、本法令に準拠すれば、1902年から2018年までの約1世紀にわたる法令政策による文化遺産保護の施策・措置の実行の効果（成果）を図ることができる。つまり、今後の文化遺産保護における法令政策の長期計画の参考モデルと成り得る可能性がある。また、改善すべき点や注意点を歴史的効用の観点から知ることができることから、本研究では、「ヴェネツィアとその潟」を事例として、本法令の効能と照らし合わせながら解析を試みる。

6. 1902年「Portante disposizioni circa la tutela e la conservazione dei monumenti ed oggetti aventi pregio d'arte o di antichità（芸術的価値または歴史的価値を有する建造物およびその他物件の保護および保存に関する法令：ナシ法）」の概要

「Portante disposizioni circa la tutela e la conservazione dei monumenti ed oggetti aventi pregio d'arte o di antichità（芸術的価値または歴史的価値を有する建造物およびその他物件の保護および保存に関する法令）」は、1902年に制定された。当時、制定にあたり責任者を務めた教育

大臣である Nunzio Nasi の名を冠してナシ法の愛称がつけられており、通称ナシ法とも呼ばれる。

ナシ法は、全 418 条で構成され、法令としては、大きなボリュームを持つ法令である。

ナシ法の主な特徴は、以下のとおりである。

- ①保存対象定義：「50 年以上の歴史を経た物件」
- ②歴史的、芸術的、考古学的遺産の国家台帳への登録
- ③国家、公共および民間団体所有の文化遺産（「歴史的、考古学的、芸術的文化遺産」）に対する修復原則（Inalienability）の確立
- ④国家の歴史的考古学的芸術的関心物件の政府による買収（国家の先取権）
- ⑤国家による積極的管理
- ⑥国家による所有者への行政指導
- ⑦損壊への修復だけではなく、予防保全に対する補助
- ⑧考古学的遺跡、記念碑等への修復計画の立案と都市計画を考慮した総合計画の策定
- ⑨古代記念碑と遺跡中央委員会の設置（委員会内に古代グループと中世グループのワーキンググループを設置）
- ⑩措置運用に関する詳細な規定

7. 1902 年

「Portante disposizioni circa la tutela e la conservazione dei monumenti ed oggetti aventi pregio d'arte o di antichità

（芸術的価値または歴史的価値を有する建造物およびその他物件の保護および保存に関する法令：ナシ法）」の分析

上記ナシ法の特徴のうち、特に注目できる点は、都市計画を考慮した考古学遺跡、記念物等への修復計画である。都市計画を考慮して保存修復計画を立案し、総合計画を策定している点が評価できる。

文化遺産保護において総合計画を策定した場合、保護の対象とその基準は明確にしなければならない。ナシ法では、保護対象を、価値の高い優

れた文化遺産のみに限定し、個別に保護する優品選抜制（エリート制）保護のシステムをとっている。

保存対象の選抜に当たっては、その対象を 50 年以上の歴史を有する文化遺産に限定しており、文化遺産の定義が明確になされている。文化遺産の歴史的価値を、50 年を一つの単位基準とする考え方は、現在、世界中の文化遺産保護行政で採られている基準であり、先駆例として高く評価できる。おそらく、オリジンもしくは、その源流に最も近いものであろう。

また、公的財産として、譲渡に制限を設けている点は、取り壊しやエリアの乱開発、建造物に対する大幅な改変に拮抗する措置として、非常に有効である。

特に、州の先取権を定め民間売却に対して制限をかけるばかりか、歴史的建造物の保護だけではなく、地方自治（州）により歴史的建造物群を公共のものとして意識的に残し、都市や街を計画的に作り出していく手法は、歴史的建造物群地区の形成および保存に対する理想的な施策であると言ってよい。また、国家による積極的管理、所有者への行政指導では、特に、「不適切な行政再編成に対して、是正を求める措置」を施している点に注目ができる。この措置は、コミュニティの維持および継続性にとって重要な施策である。地方自治（州）が、管理するだけではなく運用面についても、積極的管理と行政指導によりケアを行うことで、地方自治と所有者、管理者、利用者が相互に連携して文化遺産の保全と運用ができる措置が施策内に設計されている。

また、貴重な資産に対しては、建造物だけに特定せず、「歴史的、芸術的、考古学的価値のあるもの」に対し、総括的に国家台帳への登録を行っている点に注目ができる。

これは、包括管理と呼ばれる施策形式で、特定できる由来つまり歴史性の保存の観点から、所有者との関係も含め、一括して総合的に文化遺産（文化資源）を保管管理するという施策である。この「包括管理」施策の特徴は、ある分野において突出した価値あるものを個で保存するのではなく、

価値の差異があったとしても、群として一括して保存することで、相互の関係性を含めた総合的価値を保存することができる点である。一見、価値が低いように見える文化遺産（文化資源）は、保存されずに、廃棄処分されたり競売にかけられたりすることがある。つまり散逸や廃棄処分による消滅の危険性がある。また文化遺産においては、歴史的価値、つまりアンティークとしての価値は重視されがちであり、歴史的観点だけを基準に保存措置を講じた場合、芸術的価値のあるもの、学術的価値のあるものが、保存されにくくなるケースや、保存しようとした場合に、すでに消失していた（価値がないと判断され、事前に処分されてしまっていた。）といった問題がおり、ある特定の時代に偏りのある保存措置となってしまう危険性がある。そこで、歴史軸の中で、異なる年代のものも含めて一括して保存することができるように配慮する必要がある。この国家登録では、特定の時代だけを保存対象とするのではなく、50年以上経過しているものと定めることで、保存対象の歴史的価値における時間軸に幅を持たせ、歴史的文脈のなかでの文化遺産の断絶を防いでいる点が、この施策の重要なポイントである。

また、国家台帳への登録をすることで、所有者が自由に処分することができなくなるばかりか、移動に対しても国家のコントロールの下に行っている。これにより、消失を防ぐことができている点、また、その場所（地域）にとどめることで、保存管理の面だけではなく、文化遺産（文化資源）の維持により、地域的価値、歴史的価値の継続性を持たすことができている点が、高く評価できる。

今まで、中央集権国家の象徴のように首都にある国立博物館に、美術品や歴史資料を国宝として保管管理し、陳列展示するという事例が各国で見られてきた。しかし現在では、地域やその場所で生活している人々やコミュニティは、時代によって宗主国が異なる歴史を持つ。つまり、その地域、そのコミュニティは、固有のアイデンティティを持つものであり、国家としての歴史的文脈の中に嵌め込まれて画一的にとらえられるのではなく、そのコミュニティの歴史的文脈のなかで理解され

るべきだという考え方が広がっている。

そのため、本来の所有者が、その場所で、従来の用途にしたがって、そして従来の保存方法に基づいて、維持管理されることの重要性ということ considering 政策を考えなければならない。この文化遺産の本来の価値が生きてくる保存措置を、シナ法は、確保できているという意味では、効果的な施策が組み込まれた法令政策である。

さらに、国家、公共および民間団体所有の文化遺産「歴史的、考古学的、芸術的文化遺産」に対する修復原則（Inalienability）の確立に関する条項では、具体的に措置および運用方法を示しており、歴史的建造物の保存行為を、この法律が牽引してきたことは間違いない。

この条項により、イタリアが国家として統一した保存修復計画の下で、高いレベルを保った修復技術による歴史的建造物の維持管理が長年に渡ってできたことは、明確である。

ベネツィアという国籍の違ういろいろな民族が集まり、複雑なコミュニティを形成した特殊な歴史性を持つ文化エリアを、芸術的価値を維持したまま保存することができたのは、ひとえにこの条項の効能である。しかし、政策的観点でいえば、法令政策としては、各条項および規定内容があまりにも細かすぎるために、劣化や破損の状況により発生する特殊事例に十分に対応できなかったのではないかと思われ、運用面で問題が生じていた可能性もある。

また、損壊への修復だけではなく、予防保全に対する措置に対しても補助金を国家が支出する点も高く評価でき、これにより下水や広場の整備など、文化遺産保護とインフラ面の整備を同時に進めることができたという点では、この法令政策により優れた措置が取られてきたといえる。考古学的遺跡、記念碑等への修復計画の立案と都市計画を考慮した総合計画の策定も法令の中に組み込まれており、都市計画の中に、文化遺産保護政策が同時組み込まれ、つねに文化遺産を維持することを基本として自治形成（町づくり）が検討されてきたということがわかる。この施策・措置により、イタリアが、大規模な乱開発による遺跡の損傷を

免れ、現代社会において、文化遺産と共存する生活スタイルを確立することができたとと言えるだろう。

措置運用に関する詳細な規定は、修復技術や処置についての言及が見受けられ、後のベニス憲章につながるアイデアとしても評価することができる。

まとめ

本研究では、イタリアの文化遺産保護政策の研究として、「ヴェネツィアとその潟」を事例に、その地域の文化遺産がどのように保存されてきたのかを、歴史的経緯から遡り、法令政策の観点から考察した。イタリアの文化遺産保護における法令政策に関する研究では、1939年自然美保護法、同年文化財保護法、ガラッソ法の観点から研究が行われ、これらの法令の分析をする先行研究が多かったが、本研究によって、1902年「Portante disposizioni circa la tutela e la conservazione dei monumenti ed oggetti aventi pregio d'arte o di antichità (芸術的価値または歴史的価値を有する建造物およびその他物件の保護および保存に関する法令)」という歴史的法令政策がイタリアの世界遺産、特に文化遺産の保護に深くかかわっていることを発見した。そこで、本研究では、当該分野で未だ研究されていない本法令の分析を試みた。

その結果、保存対象となる文化遺産の明確な定義や、歴史的、芸術的、考古学的遺産の国家台帳への登録、国家、公共および民間団体所有の文化遺産（「歴史的、考古学的、芸術的文化遺産」）に対する修復原則（Inalienability）の確立、国家による積極的管理など、イタリアでは20世紀初頭から法令政策により、現在の文化遺産政策の基本となる行政的システムが構築され、この行政システムにより文化遺産保護の施策や措置が実行されていたということがわかった。

また、保存修復措置に対する詳細な基準や手法も法令により明確に提示されており、この中には、

ベニス憲章につながるアイデアも見受けられ、本法令は、歴史的法令であるばかりか、現代の文化遺産保護の礎となっている法令であることがわかった。

《注》

- (1) Renata Codello, Soprintendenza BAP di Venezia e Laguna, Paolo Gasparoli, Dipartimento , ABC, Politecnico di Milano, Anna Teresa Ronchi, Dipartimento ABC, Politecnico di Milano, Fabiana Pianezze, Dipartimento DASTU, Politecnico di Milano Giulia Totaro, Dipartimento ABC, Politecnico di Milano, Francesco Trovò, Soprintendenza BAP di Venezia e Laguna, Tutelare il centro storico di Venezia. "Una lettura integrata dei processi di usura fisica e percettiva per la definizione delle azioni di mitigazione", *TECHNE*, 2014, no. 07, pp. 75-80
- (2) Gianfranco Pertot, *Venice Extraordinary Maintenance*, 2005, Paul Holberton Pub
- (3) 10 della legge 6 luglio 2002, n. 137 : Codice dei beni culturali e del paesaggio, ai sensi dell'articolo 10 della legge 6 luglio
- (4) Gianfranco Tamburelli, "Legal Systems for the Management of Protected Areas in Italy and Ukraine", *The Experiences of the Lazio and Kyiv Regions*, 2008, Giuffrè, pp. 257
- (5) Matteo DARIO PAOLUCCI, 「The protection of Italian cultural landscape through its legislative system」, 『日本都市計画学会都市計画論文集』, 2008, No.43-3, p.529-534
- (6) 宮脇勝, 「イタリアの文化財と景観の法典（ウルバーニ法典）の展開とその景観計画と景観アセスメントの研究：ウルバーニ法典（2008年改正）にみる景観の定義、権限、計画、景観許認可に着目して」, 『都市計画、別冊、都市計画論文集』, 2009, No.44-3, pp.421-426
- (7) Legge 29 giugno 1939, n.1497., Protezione della bellezze naturali
- (8) La legge 8 agosto 1985, n. 43 : RECANTE DISPOSIZIONI URGENTI PER LA TUTELA DELLE ZONE DI PARTICOLARE INTERESSE AMBIENTALE
- (9) ATTI DELLA COMMISSIONE FRANCESCHINI (1967) Dichiarazioni I-LVII : <http://www.icar.beniculturali.it/biblio/pdf/Studi/franceschini.pdf>
- (10) UNESCO, CONVENTION CONCERNING THE PROTECTION OF THE WORLD CULTURAL AND NATURAL HERITAGE, Adopted by the General Conference at its seventeenth session, Paris, 16 november 1972
- (11) Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, WHC/2/Revised,

- February 1994. :WHC-94/CONF.003/INF.6, Paris, 13 October 1994.
- (12) Mediterranean Landscape Charter, 5-7 April 1993, Taormina (Italy) .
- (13) European Treaty Series - No. 176 , Council of Europe, European Landscape Convention, Florence, 20.X. 2000
- (14) Carta del Restauro, First International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments, Athens, 1931
- (15) International Congress for Modern Architecture, Charter of Athens, 1933, 全95条
- (16) René Maheu, the Director-General of UNESCO, the Opening of the International Campaign for Venice and Florence, International Safeguarding Campaign of the City of Venice (1966, Italy) ; UNESCO, *Report by the Director General to the first session of the International Advisory Committee*, 21-25 July 1969, p16
- (17) CLT-93/WS/7, UNESCO (Prepared for UNESCO by Mrs Rolande Cuvillier and Mr Edward Thompson) , International Campaign for the Safeguarding of Venice: Review of Results (1966-1992)
- (18) the Ministry National Heritage and Culture and Tourism (Law 77/2006) and Achieving SUS Tainability through an integrated approach to the management of CULTURAL heritage: SUSTCULT, VENICE AND ITS LAGOON UNESCO WORLD HERITAGE SITE, THE MANA GEMENT PLAN 2020-2018
- (19) UNESCO Venice office, *The Ecological Implications of Climate Change on the Lagoon of Venice, The Future of Venice and Lagoon in the Context of Global Change, 2011; Ministero dei beni e delle attivita Culturali e del turismo, Strategic Obectives, VENICE AND ITS LAGOON, Management plan 2012-2018*
- (20) 77 EX/14, International Campaign for Florence and Venice, Executive Board 77th, UNESCO, 1967
- (21) 78 EX/6 + ADD., International Campaign for Florence and Venice, Executive Board 78th, UNESCO, 1968
- (22) 76 EX/12 and Add., 4.4.1 Progress Report by the Director-General on the Campaign for Florence and Venice; 76 EX/13 and Add., 4.4.2 Presentation of the cultural heritage of Venice
- (23) 78 EX/6 + ADD., International Campaign for Florence and Venice, UNESCO. Executive Board 78th
- (24) 79 EX/18., International Campaign for Florence and Venice, UNESCO. Executive Board 79th.
- (25) 79 EX/4., International Campaign for Florence and Venice, UNESCO. Executive Board 79th.
- (26) 83 EX/29; 83 EX/29 ADD., UNESCO, Review of Results, International campaign for the safeguarding of Venice,
- (27) C.A.Fletcher, T.Spencer., "Flooding and Environmental Challenges for Venice and its Lagoon: State of Knowledge", *Venice in Peril: The British Committee for the Preservation of Venice.*, Cambridge University Press, 2005
- (28) CLT-93/WS/7, UNESCO (Prepared for UNESCO by Mrs Rolande Cuvillier and Mr Edward Thompson) , International Campaign for the Safeguarding of Venice: Review of Results (1966-1992) , p5
- (29) Laura Carbognin, Pietro Teatini, Luigi Tosi, "Eustacy and land subsidence in the Venice Lagoon at the beginning of the new millennium", *Jarnal of Marine System*, 2004, Vol.51, issues 1-4, pp.345-353
- (30) J.W. Day Jr, J. Rybczyk, F. Scarton, A. Rismondo, D.Are, G.Cecconi, "Soil Accretionary Dynamics, Sea-Level Rise and the Survival of Werlands in Venice Lagoon: Afield and Modelling Approach", *Estuarine, Coastal and Shelf Science*, 1990, Vol.49, pp.607-628,
- (31) Oscar RAVERA, "The Lagoon of Venice: the result of both natural factors and human influence" , *J.Limnol.*, 2000, Vol.59, No.1, pp.19-30
- (32) Jean Marie Martin and Min Han Dai, "Significance of colloids in the biogeochemical cycling of organic carbon and trace metals in the Venice Lagoon (Italy)", *Limnol Oceanogr.*, 1995, Vol.40 (1) , pp.119-131.
- (33) L. Carniello and A. Defina, S. Fagherazzi, L. D'Alpaos., "A combined wind wave- tidal model for the Venice lagoon, Italy"., *Journal of Geophysical Research:Earth Surface*, 2004, Vol., 110, Issue F4,
- (34) Marco Marani, Andrea D'Alpaos, Stefano Lanzoni, Luca Carniello, Andrea Rinaldo, "Biologically-controlled multiple equilibria of tidal land forms and the fate of the Venice lagoon", *Geophysical Research Letters*, 2007, Vol.34, issue11
- (35) Pierluigi Viarol, Marco Bartoli, Gianmarco Giorcani, Mariachiara Naldi, Sotiris Orfanidis, Jose Manuel Zaldivar, "Community shifts, alternative stable states, biogeochemical controls and feedbacks in eutrophic coastal lagoons: a brief overview", *Aquaconservation: Marine and Freshwater Ecosystems*, 2008, Vol.18, pp.105-117
- (36) CS/0866/CLT/84.7-8; CS/0866/CLT/84.1-3.
- (37) EX. 79session, 1968,
- (38) Peter Lauritzen, Michael Joseph, *Venice Preserved*, 1986, p.35
- (39) M. Favaro, R.Mendichi, F.Ossola, S.Simon, P. Tomasin, P.A. Vigato, "Evaluation of polymer for conservation treatment of outdoor exposed stone monument, PartII: Photo-oxidative and salt-induced weathering of acrylic-silicone mixtures", *Polymer Degradation and Stability*.2007, Vol. 92, Issue 3, pp.335-351
- (40) Protection of Monments, works of art archives and libraries, CLT-93/WS/7, UNESCO, International Campaign for the Safeguarding of Venice: Review of Results (1966-1992) , pp.126-189

- (41) Michael Petzet, "Principles of Preservation-An Introduction to the International Charter for Conservation and Restoration 40 Years after the Venice Charter", *International Charters for Conservation and Restoration. Monuments & Sites*, I . 2004, ICOMOS, pp. 7-29
- (42) IInd International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments, Venice, 1964., ICOMOS
- (43) Silva Matzetti Dall'Aste Brandolini, Marta Disegna, "Demand for the Quality conservation of Venice, Italy, according to different nationalities", *Tourism Economics*, 2012, Vol. 18 (5) , pp.1019-1050
- (44) WHC.17/01, 110, II .F Protection and management, Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Conveation, 12 July 2017
- (45) Nogué, Joan y Sala, Pere "Los catálogos de paisaje". Jaume Busquets y Albert Cortina (coords.) : *Gestión del Paisaje. Manual de protección, gestión y ordenación del paisaje*. Barcelona Ariel, 2008, pp.397-426
- (46) Legge 1 giugno 1939, no.1089, Tutela Delle Cose D' interesse Artistico o Storico
- (47) Legge 29 giugno 1939, n.1497., Protezione della bellezze naturali
- (48) UNESCO, VENICE AND ITS LAGOON UNESCO WORLD HERITAGE SITE, THE MANAGEMENT PLAN 2012-2018,
- (49) Legge 12 giugno 1902, n.185., :Portante disposizioni circa la tutela e la conservazione dei monumenti ed oggetti aventi pregio d'arte o di antichità, 1902.

